

理由書

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場（豊橋市決定）

第1号廃棄物総合処理施設

1 変更の概要

豊橋田原ごみ処理施設整備計画の変更に伴い、廃棄物総合処理施設の区域を以下のとおり変更します。

名称		変更内容	位置	面積 (h a)		備考
番号	施設名			新	旧	

2 当該都市計画の都市の将来像における位置付け

豊橋市都市計画マスタープラン（豊橋市：令和3年3月改定）において、廃棄物に係る方針として、「ごみ処理施設は、ごみ処理の広域化に向けた整備を進めるとともに、周辺環境と調和した配置を進めます。」としています（p65 第4章6参照）。

東三河都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成31年3月改定）においては、一般廃棄物処理施設における施設の方針として、「市の区域を超えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画（愛知県：平成29年3月策定）及び市が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」としています（p36 第5章2-3参照）。この方針は、愛知県廃棄物処理計画における焼却処理の広域化の考え方である、「ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（愛知県：平成21年3月策定）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。」を踏まえたものです（p66 第5章2施策3（1）②参照）。また、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画では、豊橋市及び田原市は豊橋田原ブロックとして位置付けられており、「豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンターを統合することにより、最終的に1施設への集約化を目指す。」とあります（p27 第5章4（13）参照）。

3 当該都市計画の必要性

当該都市計画は、豊橋田原ごみ処理施設整備事業の整備予定地として第1号廃棄物総合処理施設（豊橋市資源化センター）の北側を含む区域で決定しましたが、近年のごみ量減少傾向を受けた施設規模の見直し（450t/日→417t/日）により、既存の敷地内に整備することが可能となったため、区域を縮小するものです。

区域の縮小にあたっては、現施設でのごみ処理を継続しつつ機能移転及び施設解体を行い、新施設の段階的な整備を実施できることから、周辺へ及ぼす影響が抑制されるとともに、将来にわたって施設を経済的に運営することができるため、妥当性及び合理性があることを確認しています。

4 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性

1) 位置、区域等の妥当性

ア 位置・区域

廃棄物の排出量による収集運搬効率や災害時のリスクの面から検討し、豊橋市を選定しました。豊橋市内における位置の選定にあたっては、市街地から離れた調整区域であることや、廃棄物の収集運搬の交通アクセスが優れていることなどの面から検討し、既存の第1号廃棄物総合処理施設の区域を活用することとしました。また、この区域は余熱利用施設などの既存ストックの活用ができ、かつ、災害時の緊急対策拠点として利用可能な区域です。

イ 周辺の土地利用状況

本施設は市街化調整区域に存し、「豊橋市都市計画マスタープラン」の土地利用方針では、農業地域として位置付けられています。施設周辺は主に田畑として土地利用されており、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物は約100m以上離れた場所に位置しているため、周辺住環境へ影響を及ぼす可能性は低いと考えています。

ウ 周辺都市施設

計画地は、西側の都市計画道路3・4・18小松原街道線、南側の都市計画道路1・4・2名豊道路に近接しています。また、都市計画道路3・2・3豊橋鳥羽線を利用することで豊橋市内だけでなく、田原市からもアクセスしやすい場所に位置しています。

2) 規模の妥当性

ア 施設規模

必要な焼却ごみ処理量は、豊橋市・田原市から発生する廃棄物及び災害廃棄物

を合わせた417 t/日となります。また、粗大ごみ処理量は豊橋市・田原市から36 t/日発生すると予想されます。このため、これらの処理が可能な施設規模を確保します。

イ 計画地の利用方法

第1号廃棄物総合処理施設は、工場棟、管理棟、駐車場、緑地及び構内道路などにより構成されます。新施設については、施設規模が縮小したことでこれら既存施設の移転・解体と合わせて、既存の処理施設の敷地内で段階的に整備します。工場棟は圧迫感や日照阻害等の周辺環境に与える影響を低減するような配置、緑地率25%以上の確保に配慮します。また、既存施設の跡地を含め、廃棄物総合処理施設として、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な利用形態を検討します。

以上のことから、当該都市計画は妥当です。